

酪農振興に関する意見書

酪農をめぐる情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により緩和した生乳需給の改善が見通せない中、ウクライナ情勢や円安、国際的な穀物需給の逼迫などにより飼料や肥料、燃油などの生産資材価格が高騰し、さらに昨年夏以降に、乳用子牛の取引価格が大きく下落するなど、かつてない極めて厳しい状況となっている。

こうした状況を踏まえ、国による飼料高騰対策等の支援策に加え昨年11月、生乳取引価格の期中改定により飲料向けの乳価は10円/kg値上げとなったが、生産コストの上昇分を吸収するまでには至らず、畜産クラスター事業等を活用して収益性向上に努めているものの、収益を確保出来ない状況が続き廃業する酪農家が増えている。このままでは、本県酪農生産基盤の維持が難しくなる恐れがある。

よって、国においては、今後とも酪農経営の持続的な維持・発展のため、次の事項について格段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給を行うために、指定生乳生産者団体等の事業者による生乳等の年間販売計画の履行を国が監督し、用途別の需給安定を図ること。
- 2 生産コストの増加分を適切に乳価に転嫁できる環境を整備すること。
- 3 加工原料乳生産者補給金については、今後とも生産者が意欲を持って取り組めるような再生産可能な水準を確保すること。
また、加工原料乳生産者経営安定事業については、加工原料乳の取引価格の情勢などに対応できるよう必要な予算を確保すること。
- 4 配合飼料価格安定制度の安定的運用を図るための予算を確保すること。
また、配合飼料価格が高止まりした場合でも、畜産経営の負担軽減がなされるよう制度を見直すこと。
さらに、飼料価格高騰により畜産農家の経営が圧迫されているため、飼料価格高騰緊急対策事業を継続するとともに、農家経営の影響緩和に向けた必要な対策を措置すること。
- 5 酪農生産基盤の維持・強化や担い手の確保を図るため、乳用牛の改良や優良な乳用後継牛の確保、酪農家における労働負担軽減・省力化、自給飼料生産の効率化に必要な酪農経営支援総合対策事業等について必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
農林水産大臣